

B型肝炎予防接種についての説明書

【接種対象者と接種方法について】

平成 28 年 4 月 1 日以後に生まれた、生後 1 歳に至るまでの間にある方（1 歳の誕生日の前日まで）

接種回数：3 回

接種間隔：27 日以上の間隔をおいて 2 回皮下に接種後、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて 1 回皮下に注射します。

標準的な接種期間：生後 2 か月に至った時から生後 9 か月に至るまでの期間

【注意事項】

・母子感染予防の対象者（※）は対象外となります。

（※）HBs 抗原陽性の方の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染するおそれのある方であり、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある方

【接種量】

1 回 0.25mL を皮下に注射します。

1 B型肝炎について

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルスが血液や体液を介して感染して起きる肝臓の病気で、感染した時期や健康状態によって、一過性の感染に終わるもの（一過性感染）と、ほぼ生涯にわたり感染が継続するもの（持続感染）に大別されます。

持続感染の多くは出生時または乳幼児期の感染であることが知られており、そのうち 10～15%は感染から年月を経て慢性肝炎を発症し、その後、肝硬変・肝細胞がんを発症することがあります。

2 B型肝炎ワクチンについて

組換え沈降B型肝炎ワクチンは世界の 180 カ国以上で使用されており、効果と安全性が高いワクチンです。既定の接種回数で、乳幼児、小児、青少年の 95%以上に感染予防に必要な抗体ができます。予防効果は少なくとも 20 年続くと考えられています。

3 ワクチンの副反応

一定の頻度で見られる副反応は、倦怠感、頭痛、頭重感、発熱、局所症状（疼痛、腫脹、硬結、熱感等）で、10%前後に倦怠感、頭痛、局所の腫脹、発赤、疼痛等の副反応が認められます。

また、稀にみられる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、多発性硬化症等があります。

4 予防接種をうける前に

(1) 一般的注意

気にかかることやわからないことがあれば、予防接種をうける前に担当の医師に質問しましょう。予防票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。保護者が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱している方（通常は37.5℃を超える場合）
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）をおこしたことがある方
- ④ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなければならない方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患がある方
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状がみられた方
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことがある方もしくは近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ このワクチンに対してアレルギーをおこすおそれがある方
- ⑥ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある方

(4) 接種を受けた後の注意事項

- ① 接種を受けた後に、急な副反応が起こることがありますので接種後30分間はその場で様子を見るようにし、30分たってから医療機関を出るようにしましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合には、6日間以上の間隔をあける必要があります。ただし、同時接種を希望する場合は、医師にご相談ください。
- ⑤ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は問題ありませんが、接種部位をこすはやめましょう。
- ⑥ 接種当日は激しい運動はさけてください。その他はいつも通りの生活で結構です。

5 副反応が起こった場合

予防接種後、まれに副反応が起こることがあります。予防接種と同時に、他の病気がたまたま重なって現れることもあります。予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、体調変化が現れた場合は、速やかに接種した医師（医療機関）の診察を受けてください。予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。お住まいの区の保健福祉センターにご連絡ください。国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

大阪市保健所・各区保健福祉センター

平成28年10月